

しんらん講座に 参加して みんなの声

質問・疑問

▼濁世は個人の問題ではないとお教えいただきませんでした。濁世のはたらきとは、例えば日本においては民族性、因習、文化などの背景があるのでしょうか。国土とは一人ひとりが建立するのではないですか。

▼回復。コロナからの回復とは何か。ハンセン病回復者の方々は、人間を回復した。人間を回復できていない私たちは、いつ、どのようにハンセン病回復者の人々と響存できるのか。

感想

▼「明治三十二年 癩病患者並血統家計調」が存在し、ネットで流出していたことに驚くとともに、人への心の痛みを何とかとうとしないことに、言葉が失います。ハンセン病問題に一人でも多くの人が意識を持っていただき、私自身、機会があれば現地視察などを通じて、一門徒として伺えるのかを問うていきたいと思えます。

▼感染症法の改正について、ニュースで知ってはいましたが、宗派声明など詳しいことは知りませんでした。コロナ差別やハンセン病の問題を、濁世の実相と受け止めていなかったことに気づかされました。

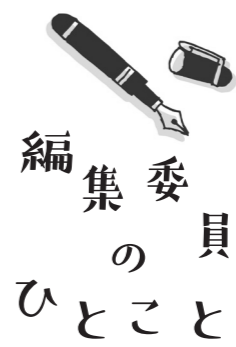
今日は大事なことを教えていただき、深い悲しみを知ることで、一歩進めそうな気になりました。

ました。次回も、このことについて聞いていきたいと思えます。

▼社会問題を切り口に、して講座を進めていかれるというところをお聞きし、また、「ハンセン病とコロナ差別」という第1回テーマを目にして、以前、教区の部落問題研修会（当時）で泉先生からお聞きしたことを思い出しました。それは、「部落問題研修会となっていて、けれども、これはあくまで『聞法会』でなければならぬ」というものでした。あれから20年程の時間が経過した現在、その真意が十分に汲み取れているとは言えませんが、ハンセン病問題であれば、部落差別問題であれば、その他の社会問題であれば、どれも仏法として私に問いかけてくる問題であり、その問いかけは私という人間

を明らかにすることにながっていると感じます。今回の『しんらん講座』についても、同様の心持ちであります。

※紙面の都合で、すべてのご意見やご感想が掲載できないことをお詫びします。



委員の 編集の ひとこと

▼訓覇先生には、史実に基づいた具体的な講話をしていただきました。最後に紹介してくださった玉城しげさんの体験は、耳を塞ぎたくなるほどの酷い内容でした。法の名の下に、偏見と差別の対象になる人々が生み出されました。私たちは、濁と見させない大きな濁に気付かされました。(S)

しんらん講座 今後の開催予定

講師 訓覇浩師

②三月十五日(火)

③五月十七日(火)

会場 長浜別院

④六月十五日(水)

会場 五村別院

※十三時受付

※十三時半～十六時

*日程は状況により変更・中止になることがあります。

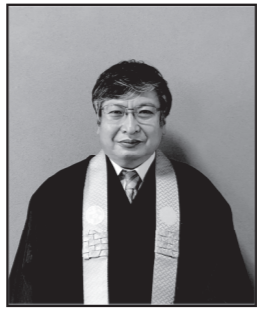


しんらん講座だより

-SHINRAN LECTURE NEWS-

VOL.5

発行所：長浜・五村別院
長浜市元浜町32-9
代表者 宮戸 弘
編集：両別院教化推進委員会
お問い合わせ：
長浜：0749(62)0054
五村：0749(73)3133
FAX：0749(62)0754
MAIL：
shinran.lect@gmail.com



講師・訓覇浩師

二〇二一年度 第一講要約(十一月十八日) はじめに

前年度に続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の第一回という事ですので、昨年度の第一回の時にはかなり時間をとって確認させていたいただいた事が、あらためてこの講座に臨む「姿勢」について、簡単に確認させていただきます。

その姿勢を一言でいうなら、「対話」という事になると思えます。この対話という事に対しては、哲学者の鷲田清一さんは、「対話はその通じて各人が自分を超越することを希ってなされる。相手へのリスペクト(敬意)と自己へのサスペクト(疑念)がなければ成り立たない」と書いておられます。相手との対話を通して、自分が変わっていく事が大切なのだ。その言葉がこの講座でも大事にしていききたいと思います。この対話の相手は、基本的に私とお話しさせていただく皆さま、という事になるので、それが、それだけでなく、講座の中で紹介させていただく資料や声、質疑応答など

どの場での皆さま同士の対話、そして何より教えとの対話、というような事があると思えます。いずれも自らへの疑いと相手への尊敬がなければ成り立たないものであると思えます。わが意を得たり、という事で満足するものではないという事です。

そういう事を講座のスタイルとしては、双方向参加型学習と表現してきまして、その事の具体的な形として、ご面倒ですが毎回アンケートを書いていただく、しかも日程の中にその時間を設け、今年度からは、昨年度より質疑応答も含め、時間を長くしてもらった作業を通して、お互い新たな自分をいただいて、毎

回の講座を終えていければと願っております。

今年度のテーマ

さてそれでは今年度のお話に入らせていただきます。と思えますが、まず教化委員会の皆さまとご相談して決めさせていただきました。総テーマ「本願に背くもの」私たちはどのような世界に生きたいと願うのか」とについて、簡単に説明させていただきます。曾我量深先生は真宗門徒の生きざまとして、「赤表紙と新聞の間に身を置け」とおっしゃったとお聞きしております。赤表紙は『真宗聖典』身近なところでは、皆さん持っておられる勤行本、いわゆる「赤本」です。それらをイメージされてもよいのではと思っております。一方新聞は時代社会です。お聖教と時代社会の間に身をおいて生きよ、あるいは、身はそこにあるという事に気付けないという事かもしれません。そういう言葉が伝わって、この講座でもこの

言葉を大切にしていききたいと思うのですが、昨年度は特に宗祖の「正像末」のご和讃や、善導大師の観経疏のお言葉などを紹介し、濁世と説かれる事の内実について尋ねてきました。そこで今年度は、もう少し「新聞」つまり時代社会の現実の方に軸足を移し、その濁世の具体相というものに向き合っていけたらと思っております。そのような思いを、ちょっとわかり辛いかもしれませんが、総テーマの言葉に表してみました。「本願に背くもの」という言葉は、十八願の結びの言葉であります。「唯除五逆誹謗正法」という言葉からいただきましたが、この「唯除の文」に学ぶという事は、学生の時に私のテーマです。

そして時代社会に向き合うという事を「私たちがどのような世界に生きたいと願うのか」という問いかけの言葉として表現してみました。それは、ぎっくりと言ってしまうのですが『観無量寿経』序分の中で説かれ

る韋提希の救い、憂い苦悩する韋提希が、これまでたよりにしていたものすべてを投げ出し、「我いま愁憂す」「広く憂悩なき処を説きたまえ」「濁悪世をば樂わす」と釈尊に救いを求めます。濁世を離れ「清浄の業処を觀ぜしむることを教えたまえ」と願いますが、そこで韋提希が選り取ったのは、濁世を離れた清浄な土ではなく、「極樂世界の阿彌陀仏の所」でした。本願によって生み出される土に生まれることを選り取った、本願によって選り取られたというものでしょうが、その時求められるものが、なぜ「世」「処」「世界」「所」なのか、そういうところを意識してお話できればと思っております。

i コロナの時代
今年度第一回のテーマは「ハンセン病問題とコロナ差別」です。新型コロナウイルスの世界的なパンデミックが起きてやがて二年が経とうとしておりますが、それはまさしく「コロナの時代」といってよいものだと思います。日本においては、ようやく「回復」という事が課題になっていきますが、私は、この二年間がどのような時代であったのか、何を失ったのか、また人間は、社会はどのような相を呈したのかの見極めなしに本当の「回復」は見えてこないと思っております。特に、新たに生み出された「コロナ差別」というものにきちんと向き合う事がとても大事であると思えます。そのコロナ差別の象徴といえるべき出来事が、今年（二〇二一年）二月三日の「感染症法の改正」であると私は考えております。

が始まる一年前、日本で初めての新型コロナウイルス感染者が確認され、その後またたく間に感染は拡大していきました。その間に、ウイルスの感染拡大とともに生み出され広がっていったのが「コロナ差別」という「病」に関わる新しい差別です。感染者が確認されたという報道がなされると、個人や住居が特定され、本人や家族の職場、行動履歴までがネット上などで拡散されました。誹謗中傷が渦巻き、「自粛警察」という言葉が表す通り、正義感が絶対化され、それは攻撃的な排除の感情、行動となって、病を得た人や家族さらには医療従事者にも向けられました。自らの行動が正当化された、加害意識の無い新たな病者差別が生み出され、「同調圧力」は、「ウイルスより人の目が怖い」という顛倒した社会を形成していききました。私たち市民一人ひとりが、無自覚のうちに、病を得た人に「病とは別の苦しみ」を与える、差別加害者となって

といったのです。そのような状況の中で、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するとして、新型コロナウイルスに感染した患者等が入院措置に当たらない場合や、入院先から逃げた場合の罰則を設ける「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）等の改正案が国会で可決、成立したのです。国民に対して新たな罰則を定める内容を伴うものであり、本来慎重な審議が求められる法案でありましたが、実質国会審議わずか四日での可決とな



りました。この法改正に対しては、法案の内容が明らかになつて以降、医学、医療、保健、福祉、公衆衛生、法律、宗教、そしてハンセン病回復者や患者当事者団体などから相次いで強い反対、懸念が表明され、真宗大谷派も一月二十九日付で、この法改正は病を得た人たちに対する人権侵害を引き起こし、新型コロナウイルス感染拡大のもとで広がる深刻な分断や、排除の思想・感情を増幅させるなどを理由に「断固反対する」という宗務総長名での声明を発表いたしました。

ん。むしろ、強制力によって隔離されるべき者として、法律上位置付けられてしまったことによって生じたものです。それによって、わたしたちは、激しい偏見・差別の対象となり、社会の中で居場所を失いました。」と述べ、今回の罰則規定が同様のはたらきをするものであると厳しい反対の意思が表明されています。また「全国ハンセン病療養所入所者協議会」の表明には、「二度と同じ過ちを繰り返さないでほしい」との強い訴えがなされています。それは、患者者であることをもって、社会から排除されなければならぬ者とされてきた隔離政策の被害者であるがゆえに実感される、コロナ下の社会に対する強い危機感からの訴えであると思えます。しかし、改正案は刑事罰が行政罰に変更されるなどだけで、罰則を新設するという基本的性質をかえることなく可決されました。そこにも闇を闇と気づかなくする、さらに

大きな闇が覆っていたと言わざるを得ません。私は、この闇に正面から向き合い、あらためてその闇を「濁世」の相として厳しく受け止めることなしに、「回復」ということもあり得ないのではないかと感じております。



ii 隔離の時代

では次に、今ほとんど感染症法改正に対する「ハンセン病回復者」の声を紹介いたします。しかし、「隔離の時代」ということで「ハンセン病問題」について確かめていきたいと思えます。ハンセン病問題とは、国策により推進されたハンセン病患者に対する絶対隔離政策により多大な被害がもたらされたということを端緒と

する問題です。その被害回復への闘いが続けられていますが、被害回復は道半ばで、さらに資料に出させていただいてるように、今年の三月には「明治三十二年 癩病患者並血統家系調」流出問題というあらたな差別事件も起きており、現在進行形の中でも重大な問題です。この隔離政策には大谷派教団も積極的に加担していましたが、現在は教団あげて取り組まなければならない課題であるという事が表明されています。この課題について、今回から次回にかけてお話しさせていただきます。こうお話ししておりますが、まず大切なことは、「被害」というものに向き合う、被害者の声をきちんと聞くということである思えます。

ハンセン病隔離政策は、一九〇七年の「癩予防二関スル件」の制定からはじまり、一九九六年の「らい予防法」廃止まで、戦後の民主憲法の制定ものともせず九十年もの間存続しますが、その政策がもたらした被害とは、隔離政策が憲法違反であると訴えた「らい予防法」違反国家賠償請求訴訟」のなかで「人生被害」という言葉で表され、「比類なく深く」「ひとりひとりの全人格、全人生にわたる」被害であると押さえられていきます。また弁護士によって、「原告らは、それぞれに四〇年あるいは五〇年更には六〇年余の長きにわたって沈黙を強いられ、また悲嘆と絶望とを自らの身の奥深く刻み込み塗り込めて生き続けることを強いられてきました」と受け止められています。



具体的被害としては、私は、「断種、墮胎」「故郷、家族との断絶」「奪われる本名」ということに象徴されると感じておりますが、最後に「墮胎」の経験を紹介した玉城しげさんの言葉を紹介します、第一回を終わ